

西日本入会林野研究会

会 報

(第22号)

『生産森林組合の諸課題と今後の方向』

(第22回シンポジウム)

〈報告要旨〉

国近入会林野整備の実情について	北林 光昭	(1)
長崎県における生産森林組合の現状と課題	平井 紀子	(6)
佐賀県における生産森林組合の現状と課題	馬場 彰	(10)
生産森林組合の法的性格	中尾 英俊	(14)

〈シンポジウム〉

I 入会権に関する最近の課題	(19)
II 入会整備過程における問題	(22)
III 整備後に残された課題	(25)

〈大会記事・総会報告〉

1998・5

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会規約

第一条（名 称）本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条（目 的）本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに
会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条（事 業）本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条（会 員）本会は西日本（中・四国、九州）地方に居住する入会林野の研究
者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条（事務所）本会の事務所は福岡市東区箱崎九州大学農学部林政学教室におく。

第六条（役 員）本会の役員として運営委員若干名及び監事2名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名は代表委員として本会を代表する。

監事は本会の会計を監査する。

役員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条（総 会）本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条（会 費）会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

第九条（会計年度）本会の会計年度は9月1日から翌年8月31日までとする。

制定 昭和50年10月7日

改正 昭和59年9月26日

改正 平成7年10月26日

国近入会林野整備の実情について

広島県黒瀬町産業振興課 北 林 光 昭

1. 黒瀬町の概要

黒瀬町は広島県中南部に位置し、広島市・呉市・東広島市に囲まれた三角形の中央にあります。標高は約160mで外周部分を標高500mから800mの山々に囲まれた盆地であり、東西13km・南北9kmの広さがある。盆地の中心部分を東広島市に源を発する二級河川・黒瀬川が貫流し、呉市を經由して瀬戸内海に注いでいる。

気象については、過去10年間の年平均気温が13.1℃であり、降水量は年間1、500mm程度と比較的雨が多いようである。霜が降り始めるのは、11月上旬くらいで、雪が降ることは、年に2-3日程度、いわゆる「瀬戸内海気候帯」に属していることになる。

町の面積は63.84km²で、その内訳は、山林・原野31.89km²で全体の49.9%、次に田・畑11.78km²で18.6%、宅地3.38km²で5.2%、その他については、16.79km²で構成比26.3%になっている。この数字からと、盆地の地形が示すとおり、山林の構成比率が比較的高いものになっている。しか

〔黒瀬町の人口推移：国勢調査〕

年	人 口	世 帯	比 較	伸率県内順位
S45	9,646	2,459	—	—
S50	10,891	2,945	12.9%増	—
S55	14,747	4,034	35.4%増	1位
S60	16,774	4,669	13.7%増	—
H2	19,626	5,722	17.0%増	3位
H7	23,652	7,132	20.5%増	2位

し、山林とはいっても、急峻な山系ではなく、山々の裾野あたりは、なだらかな丘陵地を形成している。

周囲を都市部に囲まれている関係上それら都市部のベッドタウンとして、近年、非常に人口が増えてきている。山の裾野丘陵地とその続にある農地を取り込んで、住宅団地の開発も盛んであり、それら増え続ける人口の受け皿作りの町になっている。ちなみに、昭和45年当時9、646人だった人口は、現在24、606人であり、じきに25、000人に達することになるだろう。

人口が急激に増加していくと、産業構造も大きく変化していくことになる。

すなわち、第1次産業就業者比率がどんどん低下していくことになり、昭和40年当時52%あった就業者比率は、その後どんどん低下し、昭和45年には40.4%、昭和55年には20.2%、平成に入ってから、2年11.2%、そして平成7年では7.9%まで落ち込んでいる。日本の産業構造そのものも大きく変化はしてきているが、その姿をより色濃く表わすものになっているようである。

林業についても同様であるが、元々、林家がほとんどない地域であることから、林業と言っても、製材所による木材の取扱いが成されていることくらいである。その製材についても、4箇所あったものが、現在稼働している所は1箇所だけになっている。

2. 山林の現状

山林については、松林が町全体の山林面積3、150ha余りの90%以上になり、見渡

す限りほとんど松ということである。従って杉・檜等の人工林は大変少ないのが現状ということになる。元々、黒瀬町を始めとする広島県中南部は賀茂台地と呼ばれ、県内でも有数の松茸産地であった。「あった」と言わなければならないのは、近年、その生産量が激減しているからであり、その原因は色々と考えられるところだが、まず燃料革命によって、山に入る事が頻繁ではなくなり、山での施業がほとんどと言っていいくらい成されなくなったことが上げられる。そのことによって、松茸の生える条件が整わなくなってしまったということかもしれない。また、松くい虫被害によって、松林が大きく影響を受けていることも見逃せないことである。

松くい虫については、テレビや新聞を通じて、広島県は「全国ワースト1」の有り様である旨知らされている。賀茂台地についても、むろん例外ではなく、むしろ大変な被害を被っている。黒瀬町では、昨年度までは薬剤の空中散布と伐倒駆除を2本の柱にし、この問題に取り組んできた。しかし本年度からは、伐倒駆除を中心にしている。植林については、杉・檜を中心に、松くい虫抵抗性松・広島スーパー松も考慮しているところである。ただ、山の下刈り等の作業をだれが行うのか大変むづかしい問題でもあり、個人山については、委託も含めて、まず、むづかしい状況になっている。やはり生産森林組合組織がある地域でないとなら山管理はできにくいようである。

3. 生産森林組合の状況

(町内の生産森林組合:平成9年10月現在)

NO	名称	設立年・月	林家数	森林面積ha	備考
1	乃美尾上組	S28・2	200	56.0	
2	乃美尾下組	S30・9	178	194.0	
3	宗近	S55・3	15	53.0	
4	上保田	S57・4	36	33.0	
5	岩谷・渋	S61・4	45	38.0	
6	兼広	S61・10	28	10.0	
7	大多田	H 4・3	124	257.0	
8	国近	H 9・8	59	49.0	487,610 m ²
			685	690.0	農家1,260 戸

そこで、本日の本題である入会林整備についてだが、黒瀬町においては整備の結果として、個人分割ではなく、すべて生産森林組合として整備されている。国近生産森林組合が平成9年度に発足したわけだが、この組合を含め、現在町内には8組合685名の組合員で690haの山林を管理・運営している現実がある。これは、町全体の森林面積の約21%であり、国有林が町の森林の約1/3であることから、残りの私有林に占める割合は、33%という数字になる。

生産森林組合の経営状況としては、従前から活動している7組合のうち、純然と林業だけで成り立っているものは、2組合。残り5組合については、本来の林業に従事すると同時に土地の貸出等も行い、経営を何とか黒字にしているというのが現状である。それほど、現在の山を取り巻く状況は猶予ならざるものがあるように思われる。

現在町内には、未整備の入会林が保田・菅田という2つの集落にあり、別に整備に取りかかっているものも1地区ある。こちらの方は現在8名の地元役員を中心として動きが始まっている。すでに何回か説明会を実施し、整備の方法を中心に話し合いを進

めている。

4. 国近の場合

本年8月に発足した国近の事例については、大体次のような流れをとってきたようである。年度としては、平成6年度あたりから、地元で入会林を整備していくことが決定され、役場や農林事務所へ整備の手法について、相談にいられていたようである。10名足らずの役員で出発されたわけだが、実質的に中心になって動かれたのは、その中でも、少数ということであった。当初は「入会」という言葉からしてなじみのないものであり、毎年、広島県が中心になって実施している「入会林野研修会」にも参加され、疑問点の整理や、他の整備事例についても研究をされていた。

入会林整備の中心である「確認書」については、平成7年度を中心に取り組みを開始された。国近の場合登記簿謄本上の所有者が、12類型あった。形態としては持ち分何分の一という形になっているが、その持ち分が、相続により地元居住者だけでなく、町外に住所を持たれる方にも移ってしまい、その部分の整理にかなり辛苦をされたようである。結果的に、地元役員の方の粘り強い努力により、100%とはいかないまでも、ほぼそれに近い数字まで、確認書を集められたようである。

平成8年度になってからは、この入会林整備の仕上げとして書類の整理や役員会等の開催に時間を費やしていった。特に今後の森林経営については、地元東広島農林事務所の懇切・丁寧な指導を受けながら、山の施業に無理のない計画が立てられていった。現在、組合員59名森林面積49haで、やっと発足したような状態である。

さて、入会林の整備については、黒瀬町の事例によるまでもなく、どこの事例においても、相当長い年月がかかるようである。そのことから、整備途中で役員さんがすべて交代してしまうとか、交代はしないまでも、いつまでも作業が進まないとか、つまり、当初の意気込みがなかなか維持できないようである。

そのような実情に対して、我々行政に携わる者としては、いかに、当初の気持ちを持続させていくかにかかっているようである。

そこで黒瀬町だが、入会林整備には非常に好都合な条件が、以前に、整えられていた。つまりそれは地域確定の前提になる地籍調査を昭和39年頃から実施し、昭和58年には、完了しているということである。耕地部については昭和39年から昭和46年にかけて、山林部については、翌47年から58年までかかっているようである。入会林整備における事例の中には、測量によって地域を確定することの困難さについて、話される場合が多々あったように記憶しているが、黒瀬町においては基本的にこの作業は必要ないということになる。

そのようなことから、役場としての関わりの仕方については、入会林整備をした後の山林の施業計画について、どのようにしたらよいかといったところから相談に応じるということになる。むろん、全体の事務の流れについても説明するが、場合によっては、東広島農林事務所や広島県庁等へも地元代表の方に同行させて戴くことになる。

整備計画書において最も重要な確認書についても、地元が中心になって動くことができるよう、側面的な援助をさせて戴い

た。具体的には、整備計画書の各種書式を作成し、若干のお手伝いをしたということになると思う。この事務の担当になったのは平成7年度からになるが、その時点では、国近の地元の皆さんが、かなり研究もされていたため、事務もある程度までは進行していたようである。

私自身としては、これから先、未整備の入会林の整備を実施したいとの地元要望があった場合、その地元に出向いていき、いろいろとお手伝い出来るというか、お手伝いをすべきものと考えている。現在整備に取りかかっている南方の場合、その方向で進めている。

まず、全体の事務の流れを説明すると共に、地元複数の役員を設けて戴くことが必要になるが、元々地元にあるそのような組織をそれに充ててもよいかも知れない。その作業と平行して、整備に係る全体計画のフローやスケジュール表を作成し、地元へ提示する。その時、目標年度をあまり先の方に設定すると、所期の意気込みが保てなくなるので注意が必要である。入会林の整備について人が三人以上集まるようなことがあれば、「いつ・どこで・どの様に・どうした」いわゆる5W・1Hを明確にし、記録として残しておくことが大切になるようである。

次に対象となる土地の確定を行う必要から、登記簿謄本上に表れた所有形態別に土地の分類を行う。国近の場合12の形態があったり、現在整備中の南方についても、ほんの少しの違いから、10以上の所有形態がある。

土地が確定できたら、誰から確認書を集めるかを、決定しなければならない。そのために、相続関係図の作成の仕方を説明

し、役員を通じて、地元関係者の内から該当者の記入を行い、所有類型別に確認書を作成し、役員を通じて、確認書への捺印を行う。その場合、相続関係図を作成していくことについてだが、地元で行うことが本当ではあるけれども、行政で作業に当たることの方が得策である。

事業計画については、地元の要望に沿いながらも、無理のない計画づくりが肝心である。町内・他地域の入会林整備について事例があるので、その方を参考に計画づくりを行なった。それと、誰がこの計画に参加するのかということは、当初からはっきりさせておく必要がある。

ある程度、確認書が出そろい、事業計画についても大筋が出来上がった時点で、農林事務所等の指導を受けることは非常に大切になってくる。事業を始める時点で、そのような指導を受けることも有意義であり、むしろそうすべきだろう。中間でのチェックは、それ以上に大切になってくる。その後、作業の進捗状況が最終段階になってきた時、どうしても、最後に持ち上がる問題は、やはり確認書ということになる。

地元に関係者が居住されている場合はいいのだが、関係者も誰もいなくて、謄本上関係者になって、町外に居住されている場合、印鑑を戴くことができないというケースがある。最終段階なのでそれまでに何度も折衝した結果そうなるということで、整理すべき問題であろうと思う。そのことについては、関係者で協議が必要になってくる。確認書については、本来100%を目指すべきもので、どの入会林整備についても、これは、例外のないところである。しかし、現実としては、そのことはなかなかむつかしい問題であると思う。

以上のような作業を経て、整備計画は一応完成ということになる。全体としては、やはり、この計画づくりに携わる「人」だということである。人のつながりを最初から最後までいかに作っていくかということに、すべてが集約されてくると思われる。そのためには、何度も、それぞれの作業内容を確認し合う意味で、定例会を持つこと等、非常に良い方法である。その定例会を通じて、入会林整備そのものについての、勉強会を開くこと、これも大切になってくるし、整備に当たる方の認識を新たにしていくことに役立つ。

5. 入会林整備の今日的意味

さて、黒瀬町のように、急激に人口が増加し、都市化していく町の「入会林整備」について、果して意味があるのだろうかということになる。最初に触れたように、かつて、非常に有名であった松茸についても、大して見込めなくなっている。植林をして山の緑を再生していくという意気込みも乏しく、大体、水源の涵養という山の機能も、それほどでもないようである。また、植林については、今、植えた苗木が本当に材としての価値を持つのは、かなり先の話しになり、今日苗木を植えたら、一月先には伐採したいというくらい、忙しい現代の風潮には、とても馴染まないものがある。

そのような状況の元、なお「入会林整備」については、権利関係の明確化によって、後の世代の関係者に対しては、様々な利益をもたらすのではないだろうか。特にここ4-5年の内というか、10年以内というか、

それくらいの間に整理しないと、昔のことを知る方々がこの整備計画の作成に従事できなくなる恐れがある。確認書を集めることにも少なからず影響が出てくるのではないか。そんなことから、なるべく早いうちに整備していくことが大切であろうと思う。そのことによって、権利関係を整理し、山に財産としての価値を持たせることが、まちづくりの条件整備になることは、間違いのないところである。次に、山の施業計画ができることから、山が荒れ放題になることを、ある程度は食い止めることができるのではないかとということが、もう一つの利点として上げられる。

6. まとめ

最後に、苦勞して入会林整備を完成しても、得るべきメリットはなかなか些少かも知れず、目に見えて山の状況が変わるわけでもない。しかし、この入会林整備は必要であろうと思う。整備計画については、地元の熱意とそれに応える行政担当者のお手伝いの仕方と計画ができるかどうかというところがあるので、我々行政マンとしては先ず、情報のアンテナを伸ばし、地域の意向を敏感にキャッチしておく必要がある。その上で、地域の実情に応じた方法を探りながら説明会等を開催し、整備の糸口を見つけ出すことが大切であろうと思う。その後の手法については、ケース・バイ・ケースであるので、創意工夫が求められるところである。とにかく、この入会林整備に大きな意味付けがあることを忘れず、次の整備計画へ取り組みたいと思っている。

長崎県における生産森林組合の現状と課題

長崎県北振興局林業課 平井 紀子

1. 県内生産森林組合の概況

長崎県には、現在109の生産森林組合があり、そのうちの94組合（86%）が入会林野近代化法により設置されたものである。組合員が約7,500名、経営森林面積が約9,800haで、県下の民有林面積の4.5%にあたる。1組合当たりの平均組合員数は69名、経営面積は91haで、1組合員当たり平均経営面積は1.3haとなっている。経営面積のうち、林業公社等と分収林契約を行っているものは、3,062haで約30%を占めており、直接経営を行っている残りの70%のうち、人工林は2,719haで人工林率は40%である。人工林についてみると、自己経営面積よりも分収契約をした相手方が造林している面積の方が多いのが本県の特徴である。

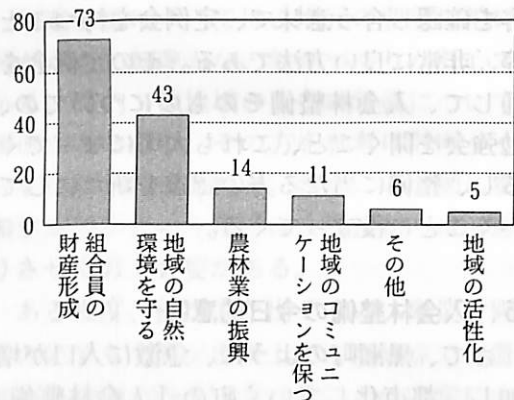
2. 生産森林組合の現状と問題点

長崎県は、1997年に生産森林組合活性化指導協議会を設立して検討を進めている。それに先だって生産森林組合の現状と問題点を明らかにするために、長崎県総合農林試験場により1996年にアンケート調査を行った。回答組合数は63組合、回答率約58%であり、比較的経営に関心の高い生産森林組合からの回答が多いと考えられるので、そのことをふまえたうえで結果をみていただきたい。

(1) 経営の主な目的

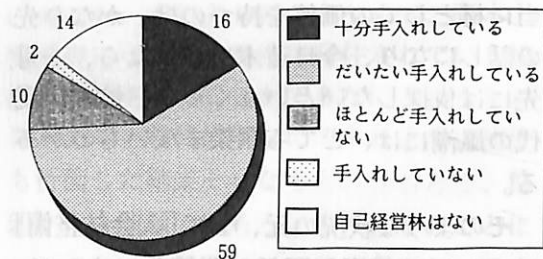
「組合員の財産形成」が最も多く全体の73%であった。次いで、「地域の自然環境を守る」が43%、「農林業の振興」14%、「地

域のコミュニケーションを保つ」11%となっている。



(2) 自己経営林の手入れの状況

「十分手入れしている」16%と「だいたい手入れしている」59%を合わせると、75%が計画的に森林経営を行っているといえる。しかし一方では、手入れの不十分なものが12%、分収林等に土地を提供しているだけと思われる「自己経営林はない」が14%もあることがわかる。



(3) 自己経営林の森林作業の方法

「組合員だけで行っている」が67%となっており、自分たちの山に対する経営意欲は高いと考えられる。これに対し、「主として森林組合に委託した」が11%、「作業は

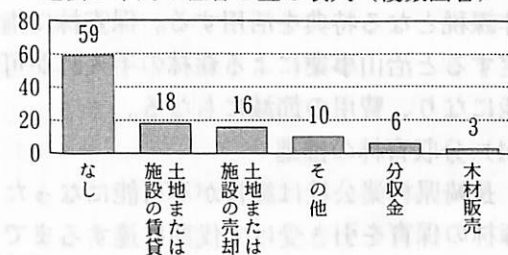
行っていない」が10%となっている。



(4) 過去3年間の組合の主な収入

「なし」と回答した組合が59%となっており、「木材販売」と回答した組合は3%にとどまっている。生産森林組合が所有する山林の多くが、当分の間、伐採収入の見込めない状況である。経営体として、収入がないというのは考えられない状態であるが、全体の約6割がそのような回答しているのは生産森林組合が置かれている現状の厳しさを表していると思われる。この他に、「土地等の賃貸・売却」を挙げた組合が34%あり、このように、森林の経営以外からの収入でどうにか経営を維持している組合はまだましな組合と言える。

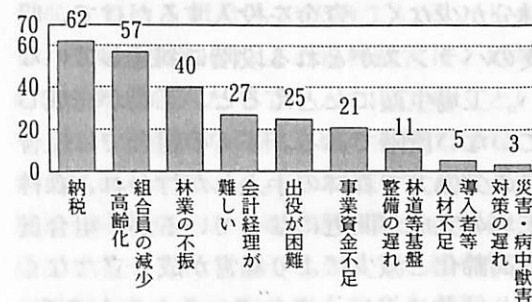
過去3年間の組合の主な収入（複数回答）



(5) 経営上困っていること

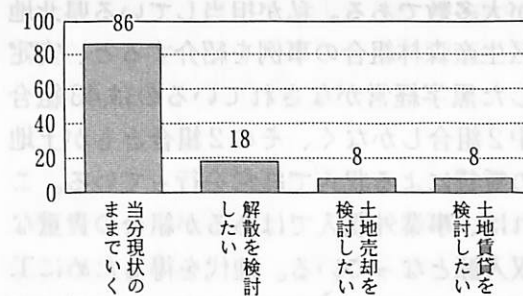
「納税」が62%、「組合員の減少・高齢化」57%、「林業の不振」40%となっている。収益はあがらないのに納税が負担になり、高齢化のすすむ組合員に重くのしかかって

いることを示している。また、農山村の過疎化と林業の不振が組合員の経営意欲に影響を落としている。これに続いて、「会計経理が難しい」27%、「出役が困難」25%、「事業資金不足」21%となっている。



(6) 今後の経営方針

「当分現状のままでいく」が86%と圧倒的に多く、様々な問題を抱えながらも意欲は失われていないと思われる。一方では「土地売却・賃貸を検討したい」が16%あり、どうにかして収入を得たいという気持ちが読みとれるのではないだろうか。



また、「解散を検討したい」という組合が18%存在しているが、アンケートの無回答が43%あったことを考慮すれば「解散を検討したい」組合が20%をはるかに越えることが予想される。このように、経営の成り立たなくなった生産森林組合への対策が今後必要となってくる。

3. 問題点の対策

アンケート調査の結果から生産森林組合が抱えている問題点をまとめると次のようになる。

生産森林組合の林業経営は、収穫できる林分が少なく、資金を投入するだけで、収支のバランスがとれる段階に到達していない。工場生産にたとえると、工場が完成していない段階である。多くの組合では組合員の労働力で森林の手入れが行われ、森林工場の完成が間近になっているが、組合員の高齢化と減少により経営が成り立たなくなり解散に追い込まれているものもある。このように、生産森林組合の経営状況には幅があり、きめ細かい対応が必要になっている。

(1) 当面の収入の確保

経営上特に問題であるのが、収入がないということである。そのため、納税に苦勞しており、負担金等でまかなっている組合が大多数である。私が担当している県北地区生産森林組合の事例を紹介すると、安定した黒字経営がなされているのは43組合中2組合しかなく、その2組合ともが土地の賃貸による収入で経営を行っている。これは、事業外収入ではあるが組合の貴重な収入源となっている。地代を得るために工夫することも収入確保のためには必要ではないだろうか。

また、林間でシイタケ等の特用林産物を栽培することにより短期収入を得ることを考えている組合もある。しかし、実現は難しく、具体的な栽培計画等はまだなされていない。このように、事業収益をあげるためには当面、利用間伐、きのこ栽培、緑化樹の生産等が考えられるが、これらにより収入をあげている事例は少ないことから、

その原因について調査して改善策を考える必要がある。

(2) 経営指導

組合員の減少や高齢化に対しては、生産森林組合の組織面での強化と、組合運営や経理関係について熟知した人材の育成、指導が必要である。行政側が生産森林組合の制度や経理について指導できる体制を整え、組合役員が気軽に相談できるようにしなければならないと考えている。

しかし、生産森林組合と集落の区分が曖昧なことが多く、組合役員を集落の役員ととらえ、1年で交代する組合もある。役員の任期をできるだけ長くして組合の運営に精通してもらうことが必要である。組合総会等の機会をとらえて、生産森林組合の意識を高めてもらえるよう取り組みたい。

(3) 保安林の指定促進

納税が生産森林組合の経営を圧迫しているが、アンケートの結果にもあるように、生産森林組合の主な目的を「地域の自然環境を守る」と答えた組合が43%を占めることから、保安林指定に理解のある組合に対しては保安林指定を推進し、固定資産税が非課税となる特典を活用する。保安林に指定すると治山事業による森林の手入れが可能になり、費用の節減にもなる。

(4) 分収育林の推進

長崎県林業公社は経営が不可能になった森林の保育を引き受けて伐期に達するまで手入れを行い、収穫した後で伐採収入から費用を差し引いて森林所有者に支払う分収育林制度を行っている。「組合員が高齢で、枝打ちや間伐等の危険な作業ができない」との意見がきかれるが、このような場合は分収育林を提案する。

(5) その他

これまでは、解散時の精算にかかる税金が高いことから、できるだけ解散しないよう指導を行っていたが、運営に見通しのたない組合については、今後、解散のための指導を行わなければならないだろう。

指導の際には、解散した後の森林をどうするかが問題となる。受け皿として市町村や森林組合等が考えられるが、近隣の生産森林組合との合併についても検討してみる価値があると私は考えている。この点については皆様の方で事例がございましたらご教示願いたい。

4. 今後の取り組み

生産森林組合は、まだ経営体として確立しておらず、経営を軌道に乗せるための過程にある。その過程で様々な問題点が生じており、軌道に乗る前に経営が成り立たなくなっている組合もでてきている。しかし、生産森林組合による森林経営は、地域の山を地域の人たちで手入れしていくという、最も理想的な森林管理の手法ではないかと私は考えている。したがって、生産森林組合の利点である従事割り配当の制度を活用することができるまで、組合経営が維持できるよう取り組んでいきたい。



佐賀県における生産森林組合の現状と課題

佐賀県林政課 馬場 彰

1. 生産森林組合設立の経緯と概要

佐賀県の実業森林組合は、昭和41年時点では41組合であったが、その後の入会林野整備の受け皿として急激に増加し、平成8年度末現在では173組合（全体の92%が入会林野近代化法に基づく権利関係整備によるもの）となっている。

平成8年度末における組合員総数は10,567人、経営総面積は6,089haとなっており、1組合あたりでは組合員数61人、経営面積35haである。

平成7年度生産森林組合一斉調査票提出152組合の事業内容をみると、当期中に販売事業を実施したのはわずか17組合となっており、内訳は、立木販売が15組合、その他が2組合である。

また、森林造成部門では、新植が12組合14ha、保育が110組合303haとなっている。

このように事業活動を行った組合は全体の約6割にすぎず、木材価格の低迷、組合員の高齢化等の理由による組合員の林業離れにより、今後、ますます事業活動の停滞傾向が強くなるものと予想される。

収支状況では、当期剰余金を計上した組合が36組合（102,192千円、2,839千円/組合）、当期欠損金を計上した組合が116組合（65,475千円、564千円/組合）となっており、当期末処分剰余金を計上した組合は52組合（34%）で、残りの100組合（66%）は繰越欠損金を計上している。

2. アンケート調査の実施

生産森林組合の経営の実態を把握し、今後の指導に活用するとともに、組合経営に対する役員意識の高揚を図るため、平成8年度生産森林組合役員研修会に出席した90組合を対象にアンケート調査を実施したが、その結果の主な点は次のとおりであった。

(1) 組合員の現状

過去5年間における組合員数の推移は表-1のとおりで、年々減少傾向にあり、組合員総数の1%程度が不在村者（地区外居住者）で、組合脱退者があると答えた組合は37組合となっている。

脱退者がいないと答えた組合の中にも、定款に基づく地区外転出者、相続加入者の整理を行っていない組合が多数あるものと推察される。

脱退者に対し、持分払戻しをした組合は21組合に止まっている。これは払戻す財源が無い組合が多いこと、脱退者の中に持分払戻請求権を放棄した者が含まれていること、さらには旧入会林野の規約が「地区外転出者については権利を喪失する」となっていたことから、「持分の払戻しをする必要がない」と錯覚している組合があることなどが原因と思われる。

また、払戻しを行った組合のうち、出資金の変更登記まで完了した組合は15組合のみであり、変更登記をしなければならないことを知らない組合が多数あった。

(表-1) 組合員数の推移

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
組合員数(人)	6,100(人)	6,074	6,056	6,028	5,987
(うち地区外者)	61(人)	63	67	66	60

組合脱退者		持分払戻し		変更登記	
ある	37(41%)	した	21(57%)	登記済	15(71%)
ない	53(59%)	しない	16(43%)	未登記	6(29%)

(2) 役員の現状

役員は概ね理事5人、監事2人となっており、任期は2年の組合が40組合（45%）、3年の組合が49組合（55%）であった。

このように、役員が2~3年で交替すること、また区の役員と重複している役員が多いことなどから、組合役員としての認識がない役員も多く、任期がわからないと答えた組合や現理事の就任登記が未登記と答えた組合が1割もあったことから、早急に理事の変更登記を行うよう指導したところである。

(3) 森林の現況

調査90組合の平均経営森林面積は42ha（人工林34ha、天然林6ha、その他2ha）となっており、うち人工林が30haを越える組合が27組合（30%）ある反面、5ha以下の組合が14組合（16%）あり、全国と比較しても零細な経営となっている。

人工林の樹種別面積は平均でスギ18ha、ヒノキ16haとなっており、林齢別面積比率では保育の必要な35年生以下が全体の80%を占めている。

森林の分収契約は森林開発公団、県などで行われており、調査対象90組合のうち38組合（42%）、経営森林面積の54%が契約されていた。

(4) 組合の運営状況

総会の開催については77組合（85%）が毎年開催していると回答したが、2年毎や3年毎の役員改選の年だけ開催していると答

えた組合や組合事業を行っていないことから総会を開催していないと答えた組合もあった。

業務報告書については役員（会計担当）が独自に作成している組合が55組合（61%）、森林組合の指導を受けて作成しているが20組合（22%）、その他が15組合（17%）

となっていたが、一斉調査時に内容を確認すると、区の会計と一括処理されているものや繰越欠損金額が前年と違うものなど不備な点が多く、2~3年で交替する役員が独自で作成することは困難な状況にある。

組合の管理費については最低でも約10万円（法人住民税均等割7万円、その他3万円）必要であるが、ほとんどの組合は収益がないため、区や組合員からの借入金などで賄っている状況にある。（表-2）

また、過去5ヶ年間に従事割当を行ったことがあると答えた組合が25組合（28%）あったが、そのほとんどは公共事業などによる補償金収入によるものと思われる。

(表-2) 組合の管理費（複数回答）

①区からの借入金	37組合(25%)
②組合員からの借入金(負担金)	29組合(19%)
③繰越剰余金(公共事業等による土地代、補償金含む)	26組合(18%)
④区からの助成金	19組合(13%)
⑤事業収益(立木の販売益)	9組合(6%)
⑥借地による収益	9組合(6%)
⑦預金利息	6組合(4%)
⑧土地の売却益(毎年切り売り)	5組合(3%)
⑨その他 (金融機関からの借入金) (造林補助金) (町の助成金) (出不足金)	11組合(6%)
計	150組合

(表-3) 保育作業の実施状況

①下刈り						
必要なし	実施せず	30%未満	30~49%	50~79%	80%以上	計
19組合(21%)	12組合(14%)	27組合(30%)	8組合(9%)	4組合(4%)	20組合(22%)	90組合
②枝打ち						
必要なし	実施せず	30%未満	30~49%	50~79%	80%以上	計
10組合(11%)	15組合(17%)	34組合(38%)	18組合(20%)	10組合(11%)	3組合(3%)	90組合
③除・間伐						
必要なし	実施せず	30%未満	30~49%	50~79%	80%以上	計
10組合(11%)	19組合(21%)	32組合(36%)	14組合(16%)	13組合(14%)	2組合(2%)	90組合

(5) 森林整備の状況

過去5年間に造林を実施したと答えた組合が51組合(57%)あったが、これは平成3年の台風災害の復旧事業によるものと思われる。

保育を必要とする森林の整備状況は表-3のとおり極めて低調であり、組合事業の停滞が窺われる。

森林整備を支える労働力については、今のところ従事義務の組合員の出役によるが73組合(81%)と高くなっているが、森林組合作業班や素材生産業者へ委託している組合もあり、今後、組合員の高齢化、若者の組合離れ等から組合員の出役による施業は益々困難になってくるものと思われる。

(6) 今後の組合運営

今後の森林経営について、規模拡大をしたいと答えた組合はなく、現状維持が81組合(90%)、縮小したいが9組合(10%)であった。また、一斉調査ヒアリング時には組合の解散についての相談が多かったが、解散を希望する組合ほど、会計処理、組合員の整理、理事及び出資金の変更登記等が未整備で、解散もままならない状況にある。

今後の組合運営の問題点として複数回答

を整理すると、収益がなくても課税される法人住民税等の財源確保が58組合(53%)、組合員の高齢化による組合事業従事者の減少が38組合(35%)、組合の経理処理や脱退者の整理が14組合(12%)となっており、税負担や組合員の減少・高齢化が大きな問題となっている。

3. 今後の対応

今回のアンケート調査の結果から、今後次の点を重点的に指導していきたいと考えている。

(1) 法人住民税均等割の税負担

税負担の増加は林業経営にとって大きな負担になっていることから、佐賀県生産森林組合協議会を中心として、組合相互の連携を図りながら、均等割の減免措置や税負担に対応した事業の展開を強く関係機関に要望していく必要があると思われる。

(2) 経理事務

入会林野の時代と比較して、経理事務が複雑になり、役員だけでは対応できないため、農協の職員や役場職員などが代行したり、税理士に依頼するなどその対応に苦慮していることから、役員に対する研修会の開催や森林組合の指導・助言により、事務処理の適正化に努めたい。

(3) 理事の変更登記

本県では過去、ある地方を中心にして理事の変更登記の懈怠から、多くの組合で過料が課される事態が発生した。その後、この問題は発生しないと考えていたが、一昨年法人登記簿を調査した結果、約5分の1近くが懈怠していたことや今回のアンケート調査結果からもルーズになっており、個々の組合に対する指導を強化したい。

(4) 労働災害の発生

組合員の高齢化と山仕事に対する不慣れから作業中の怪我が増加し、補償問題がこじれている組合もあることから、森林組合系統の災害補償や団体保障への加入を勧め、担い手育成基金から助成を行うとともに、間伐・枝打ち講習会の実施など労働災害の防止を積極的に図ることとしている。

4. これからの組合運営

以上、佐賀県の生産森林組合の現状と課題について述べてきたが、佐賀県の生産森林組合は未だ入会的性格を強く有している状況にある。また、森林の現況からも当分の間収入が見込めないことや近年の木材価格の低迷から、組合員の経営意欲が衰退し、次代の後継者についても組合事業から離れていく傾向にある。

こうしたことから、今後、組合そのものの意識改革を図るとともに、収益を挙げ得る組合の育成が緊急の課題である。

このため、収益を確保するための特用林産物生産の奨励や森林レクリエーション事業への取組などを検討し、森林を都市と山村の交流の場として生かされればと思っている。



生産森林組合の法的性格

西南学院大学法学部 中尾英俊

入会林野との関連で生産森林組合の法的側面から問題を提起したい。

生産森林組合は、昭和26年改正森林法にはじめて規定されたが、当時はただ森林組合の規定一章の中に施設組合と生産組合がある、とされ生産組合についての規定は簡単でその実体は明らかではなかったが、昭和53年森林組合法が単独法となってから、通常の森林組合と並んで生産森林組合が規定され、その規定も詳細になった。しかしながらその実体、運用については必ずしも明らかでない点がある。

生産森林組合は法人であり一種の企業体といえるが、同じ企業体である株式会社では出資は株主、経営は取締役、労働は従業員とそれぞれ役割が分かれているのにたいして生産森林組合は、出資、経営、労働すべてを組合員が行うことになっている。農事組合法人であるハウス園芸や漁業生産組合である漁船などと全く同一の性格のものである。ともに出資・経営及び労働が一体であるという点から、いくつかの特色あるいは制約が出てくる。

生産森林組合にはいくつかのタイプがある。

- (1) 各個人が山林を現物出資して森林共同経営を行う場合
- (2) 市町村合併時などに部落有林が新市町村財産に編入されるのを避け、部落有の受け皿として生産森林組合を設立する場合。
- (3) 入会林野近代化事業によって設立する場合

生産森林組合は、(1)のタイプを念頭において立案されたと思われるがその実例はきわめて少ない。(2)は、部落(区)有、社寺有、代表者名義などと同じく実質上部落有入会林野であるが、しかし森林組合法による規制(役員の選任や会計上の制約など)を受けて、入会林野から生産森林組合に変質しているものもあると思われるので実態によって判断するしかない。(3)は入会近代化法によって入会権を解体消滅させて山林を民法上の(個人的な)共有地とし、共有者が各自の共有持分を現物出資して生産森林組合を設立するものである。

もともと入会近代化法の原案では、入会権消滅後の所有(経営)形態として個人分割か、もしくは民法上の共有しか考えられていなかった。しかし共有では持分に自由譲渡性があるので問題があり、政策的にも協業経営が推進されるのでその理念に沿って、生産森林組合もしくは農事組合法人にかぎって法人組織を認めることにした。入会林野を個人分割してもまた民法上の共有にしたとしても、それぞれの持分を出損または出資して公益(社団、財団)法人や会社を設立することは可能であり、その方法を選択することができる。しかし公益法人の設立は主務官庁の許可が必要であり、また会社形態では持分の移動が自由であって地域集团的性格をもつ森林協業組織にふさわしくないで、結局生産森林組合と農事組合法人だけを、いわば推奨株として取り上げたのである。

入会林野近代化のメリットは一般に複雑な入会地盤所有名義を現に入会権者である者への移転登記を府県知事が囑託によって行う、という点にあり、いわば行政上のサービスであるが、生産森林組合と農事組合法人にかぎり、さらに個々の権利者からの出資による移転登記まで囑託登記をサービスしているのである。

以上のような事情で、入会林野近代化事業による整備後の経営形態は、個人分割が約35%、生産森林組合形態をとるものが約63%を占め、生産森林組合形態をとるものが多い。それだけに結論を先取りしてしまうと、実質的に入会集団の看板のかけかえと余り変わらないものがある、といえるようである。ということは、入会林野を近代化して生産森林組合としたけれども、肝心の経営の近代化がおくれたために実態は入会とほとんどかわらない、というものが少なくないからである。

以上の点をふまえて入会林野近代化による生産組合形態をとることの得失を検討したい。

まず生産森林組合は法人格を有するため、その名で地盤所有権登記をすることができ、権利者=組合員の移動により登記を問題にする必要はない。また地上権、抵当権の設定登記が容易になるから分収造林契約や森林抵当金融の道がひらけてくる。ただ、分収造林はともかく融資をうけて森林経営をする生産森林組合がどれだけあるだろうか。入会地盤を売却処分する(これは本来の趣旨に反するが道路等公共用に売却することはしばしばある)ときに容易であることがメリットだということでは甚だ芳しからぬことである。法人である以上理事の登記や簿記の整備など事務的な手続きは

別として、問題となるのは住民税である。入会近代化法施行後約10年ほどはその負担が年額1・2万円程度であったが、現在はこれが7万円にまで上げられている。

生産森林組合がその経営によってそれなりの収益をあげているならば、住民税の均等割などたいしたことはないはずであるが、所得割はおろか均等割の負担が問題となるのは、一般に生産森林組合にそれだけの収益がないからである。しかし法人である以上法人としての義務負担は当然であるが、入会林野近代化後の形態として生産森林組合と他の法人組織とをかんたんに比較検討してみよう。

法人形態としては①公益(社団、財団)法人、②生産森林組合(農事組合法人もほぼ同じ)、③営利法人(株式会社等の会社)の3種があることは前述のとおりであるが、公益法人はその設立に行政庁の許可が必要であり原則として営利行為を営むことができない。収益と支出とが均衡するのがたてまえであって営利所得はないはずであるというので所得税が賦課されないのが特色である。したがって収益金を構成員に配分することはできない。もとより育林のための労賃、事務費は必要経費とされる。もし、利益があがってその収益を構成員に配分したときは、その分は収益として27%の所得税が賦課される。

一方、生産森林組合はもとより収益を挙げることを目的としている。ただ会社と異なり経営者自らが労働する企業体であるから組合員の出役に対して労賃は支払われない。ただしこの原則は緩和され、組合の事業に従事する者の3分の2未満は組合員でなくともよいとされているから、その範囲内で出役者に対しては労賃を払ってよいこ

とになる。労賃は支払われないが、森林収益のうちから組合の作業に従事した割合に応じて配当される。しかもこの従事割配当は損金として処理されるので、生産森林組合に所得税が賦課されることは余り多くない。所得税率は年収が800万円までは27%、それをこえると35%と、会社なみの法人所得税を負担することになるが、損金を差引いて800万円の収益をあげている生産森林組合はきわめて稀であろう。それどころか出資割配当もできず住民税負担に頭をなやます組合が少なくない現状では、所得税負担など問題にならない、というより問題にできないのではないだろうか。ただ道路他等にするため山林地盤を売却したときは、これは山林所得にならないから従事割配当ができず、したがって雑所得となり所得税が賦課される。

会社はほんらい利益をあげることが目的であるから所得税率も35%であるが、会社形態については前述のように問題があり、森林経営で収益をあげにくい現状では取り上げる必要もないと思われる。

入会林野で、合理的な近代的な森林経営を行う目的で入会林野近代化法によって生産森林組合を設立したが、収益は望まない、労力も不足するという状態で、生産森林組合がかえって重荷になっているところが少なくない、というのが現状である。中には組合を解散したいと考えているところさえあると聞く。ここで強調しておきたいことが2つある。その1つは、このような状態になったのは決して組合員＝入会権者の責任でもまた生産森林組合という制度の責任でもなく、あくまでも国の森林政策さらには経済政策の貧困さに原因がある、ということである。他の1つは、生産

森林組合を解散してももとの入会組合（集団）にもどることはない、ということである。もとより生産森林組合が制度的に十分であるというわけではなく改正すべき点もあると思われるので、それらの点も含めて、今後生産森林組合として健全な発展への道を歩める必要がある。

入会林野近代化後の経営形態として新たな別個の法人形態が考えられないではないが、税負担その他を考えると入会林野近代化をせず入会林野のままでもよいのではないかとすることが当然考えられる。入会林野の近代化とは合理的な入会地の農林業上の利用を目的としているのであって決して組織をとにかく云うことではない。そこで入会林野近代化事業の趣旨からはずれるかも知れないが、入会林野を入会林野のまま維持経営してゆくことの可能性と得失を考えてみる。

入会集団（入会組合あるいは部落会など名称のいかんを問わず）は法人ではないから住民税は賦課されない。社会には法人でない社团（団体－環境保護団体やいわゆる任意組合など）が数多くあるが、これらの団体は当然住民税は賦課されないが収益をあげた場合は「みなし法人」として会社と同様35%の所得税が賦課される。入会集団はしばしば「法人でない社团」と呼ばれることがあるが、これは裁判上訴訟当事者適格を認めるため（および固定資産税納付義務者とするため）の、いわば便法であって入会集団はほんらい社团ではなく組合員の総合体である。入会林野を含む入会財産は組合員の共同所有（総有）に属し、入会林野からの産物売却による収入は組合員の共同所有財産であるから、入会集団に所得税が賦課されない。したがって現在のよう

な事情のもとでは税制上は法人形態よりも入会林野のままの方が有利だということになる。

入会林野であることの大きな問題あるいは狭路は土地所有権登記であろう。現に入会地盤の所有権登記名義をめぐる紛争はきわめて多い。これは登記にたいする過信にもとづくものが多く、ここではこれに立入らないが、重要なことは入会権と登記とは直接関係なく誰が入会権者であるかは登記によって決まるのではなく入会集団の慣習で決まる、ということである。それと、今では少ないが、部落で財産を所有できないのではないかと誤解である。部落（入会集団）で土地を所有できないという根拠は全くない。ただ部落等いわゆる任意組合（法人でない社团）の名義では所有権登記が受けられない、というだけのことである。しかし実際には部落あるいは大字名義で所有権登記をしてある土地も稀ではない。部落や大字名義で登記を受けないのは、それらの団体が法人でないため公証が困難だという理由によるのである。入会集団たる部落の存在は市町村で分かっており今後ふえることはないであろうから、市町村長がその存在を公証することによって部落等入会集団の名義で所有権登記することを考えてよいのではないか。また、入会林野が代表者名義で登記されている場合は「委任の終了」によって順次登記名義の変更をすればよい、ということはずでこの場で議論されたとおりである。

しかしながら、少なくとも右の点に合致せず、権利関係に問題を生じそのため経営が思わしくないところは入会林野近代化の必要性がある。近代化後協業経営形態として、現在のところ、一番良いのはやはり生

産森林組合であろう。その中で一般に制約と受けとめられているものは、それが協同組合であることからくる制約であり、その制約のために利点があるのだが、収益の余りない現状のもとでは利点が利点として理解され難い。そうであるとすれば、現段階で生産森林組合のもつ諸制約をいかに調和（緩和とはいわない）させるかが当面の問題であろう。

おわりに私が入手することのできた生産森林組合にかんする判決を紹介しておく。生産森林組合をめぐる裁判は、以下の3例である。いずれも、組合が被告となっている。

- ① 金沢地裁昭和56年3月25日判決
- ② 神戸地裁姫路支部昭和60年3月25日判決
- ③ 横浜地裁小田原支部平成1年2月14日判決

①は、登記名義人が生産森林組合を相手に、係争地は登記名義人らの共有地であって入会地ではないという主張をした事例である。これに対して、裁判所は、係争地が入会地であることを認めている。

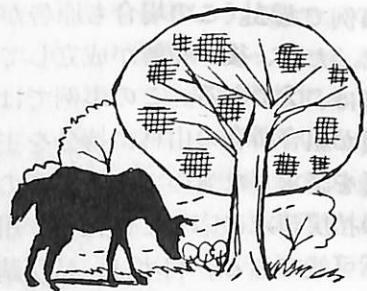
③は、ある組合員が、入会整備には賛成していないので、組合設立は無効だと主張した事例である。この場合も原告が敗訴している。ただ、後に和解が成立している。

問題は、②である。この事例では、脱会組合員が組合所有の山林に持分を主張して払戻しを請求したものである。このような高額の払戻請求に応じていたら、組合の存続は不可能である。判決は、払戻請求権が行使しうる時から10年以上経過しているので、時効によって右請求権は消滅したとして、原告の請求を認めていない。

この組合は、組合員の資格について、地

区に居住する者という制限を有していた。もともと、林野庁は、模範定款に居住条項を定めていなかった。したがって、同条項を有しない組合が多数ある。このような組合においては、転出者が脱退の意思表示を

しなければ組合員の資格を失わず、またその意思表示をしたときから、払戻請求権が発生するということになる。だから、居住条項は重要である。



しなければならない。したがって、同条項を有しない組合が多数ある。このような組合においては、転出者が脱退の意思表示をしなければ組合員の資格を失わず、またその意思表示をしたときから、払戻請求権が発生するということになる。だから、居住条項は重要である。

< シンポジウム >

司会 堺 正 紘 (九州大学農学部)
堂 面 安 広 (広島県林業振興課)

発 言 者 (発言順)

- 藤野 匡宏 (大分県九重町)
- 北林 光昭 (広島県黒瀬町)
- 矢野 達雄 (愛媛県入会林野コンサルタント)
- 木原 和行 (国近生産森林組合)
- 大野 幸一 (高知県林業振興課)
- 井原 重喜 (愛媛県林業振興課)
- 宮本 宣彦 (熊本県球磨村)
- 岡森 昭則 (九州大学農学部)
- 井佐原 精 (釜山谷入会林野整備組合)
- 八幡 秀男 (広島県三原市)
- 中尾 英俊 (西南学院大学法学部)
- 松原 功 (山口県入会林野コンサルタント)
- 中村 憲司 (熊本県人吉市)
- 多田良正俊 (釜山谷入会林野整備組合)
- 遠田 新一 (広島県入会林野コンサルタント)
- 西田 順 (宮崎県延岡市)

- 白井 陽介 (鹿児島県林業振興課)
- 枚田 邦宏 (鹿児島県入会林野コンサルタント)
- 馬場 彰 (佐賀県林政課)
- 高尾 徳次 (長崎県林務課)
- 江淵 武彦 (九州共立大学経済学部)
- 西川 常俊 (福岡市森林公社)
- 楠本 秀一 (福岡県林政課)
- 吉川 博 (広島県押込生産森林組合)
- 前田 次郎 (佐賀県生産森林組合連絡協議会)
- 平井 紀子 (長崎県県北振興局)
- 山内 寛之 (島根県林業管理課)
- 森 信久 (岡山県林政課)
- 鷹下 真 (広島県林業振興課)
- 桐林 登 (鳥取県林務課)
- 加茂 二見 (佐賀県生産森林組合連絡協議会)

〔はじめに〕

司会(堺) 今回募集した質問は、発表者に答えてもらうためというより、報告内容にどのような論点があるかという点を整理するためのものだ。したがって、このシンポジウムでは、必ずしも質問用紙をそのまま読み上げ、報告者がこれに答えるという形式をとらない。論点を大別すると、以下の通りである。I 入会権について近年関心もたれている問題(「委任の終了」「地縁団体法人」など) II 入会整備の手續に関

する問題(「確認書」など) III 整備後に残存する懸案事項(「法人住民税」「生産森林組合の存続」など) 以上の問題を踏まえて、入会権、生産森林組合をどのように考えたらよいのかを議論して行きたい。

I 入会権に関する最近の課題

① 入会林野の登記名義
(藤野) 黒瀬町において整備前には、10以上の所有権形態があったということだが、

具体的にはどのようなものであったか。

(北林) 形態としては記名共有が中心であり、それが個々の微妙に異なった者の共有名義であったということだ。それが10のタイプに分かれるというものだ。これらはかなり古い時代の名義で現在の権利者と食い違っていた。現地の人々もそのことは認識していたが、相続登記手続もままならない状態で現在に至っていた。なかには、自分たちの山があるのかないのかという点すらわからない場合があった。そのために、記名共有の形態が分かれてしまったのだろう。

② 登記上の共有持分と入会持分

(矢野) 名義が色々に分かれても、実体としての持分に差があるのか。

(北林) 持分はすべて違っている。大体、合っているが、10%くらいは異なっている。その場合、相続登記がうまくいかない。あるいは、絶家したところもある。持分として登記に残ると、枝が広がってしまうことになる。

司会(塚) 現地の国近生産森林組合の関係者にもっと話を聞きたい。

(木原) 大多数の者は、当初、43分の1ということでやってきた。しかし、法定相続のために、次々と持分が分散し、なかには山口県まで広がってしまった。そのために、3096分の1という持分権者まで出てきた。形態がたくさんあるというのは、そういう意味だ。

(矢野) それは、登記簿の上の話だと思うが、実体上の権利としての持分に差はあるのか。

(木原) 上物、つまり木を分ける場合、転入者にも平等に分けている。つまり、入会権としては、差はない。

③ 「委任の終了」という登記原因

(西田) ある地区で、77名記名共有名義の土地を3、4名の代表者による登記にしたいという意向が強い。しかし、何か法律上支障があるということを目にした。

(中尾) 入会整備を行なった上で、少数の者に登記を集中するのは問題がある。しかし、入会整備によらないでそのようにするのは差し支えない。福岡市今宿所在の記名共有名義の入会地について、福岡市森林公社を地上権者とする地上権設定登記をするにあたり、多数人の記名共有では煩雑だということで、「委任の終了」を原因として、少数の代表者名義にした、という事例がある。この場合には、入会整備が行なわれていない。むしろ、登記名義人たる代表者と他の入会権者との間で、公正証書にもとづいて、当該土地が入会地であることの確認が行なわれている。

(江淵) 入会整備をした上で、少数の代表者に登記を集中するのは、やめた方がよいと思う。おそらく、地元の人々が気にしているのは、多数人の記名共有登記という形式だろう。確かに、登記上の共有持分を有している入会権者が死亡した場合、入会権者でない者が相続登記によって登記上の持分を取得する危険性がある。土地が入会権者各自の記名共有名義となっていると、各人が死亡することにこのような問題が頻発する。したがって、この危険性を減らすために、入会権者各自が記名共有という形で登記を有するのではなく、集団の代表者に登記をまとめておきたいという気持ちがあるのは無理ない。しかし、たとえ入会権者でない者が相続登記によって名義を取得しても、入会集団は、その土地が入会地であることを理由に、当該相続登記が無効であることを主張することができる。しかし、

入会整備によって、その土地が入会地でなくなれば、そのような主張はできなくなる危険性がある。たとえば、多数人の記名共有名義となっているとしても、その土地が入会地であれば、法律上は、登記よりも「入会地である」という事実の方が優先するから、むやみに入会権を消滅させない方がよい。それでも、多数人による記名共有が不安だというのなら、入会整備をせず、入会権を残したまま、代表者名義にすればよい。

(藤野) 「委任の終了」を登記原因として登記する場合のメリットとデメリットはどのようなものか。司法書士から、この登記原因によって代表者名義にしておけば、代表者による勝手に処分できないということを聞いた。九重町では、この登記原因を用いた事例はないが、将来、生産森林組合を設立するのか、それとも「委任の終了」による登記にするのかといった選択に迫られることがあるかもしれない。登記手続などについて知りたい。

(江淵) 「委任の終了」の問題については、昨年度のこの研究会で報告した(「入会地盤登記の問題点」西日本入会林野研究会会報21号15頁以下)。ここで、その内容の一部について再度触れておきたい。団体が不動産を資産として所有する場合、その団体が法人でなければ団体名義で登記することはできない。このような場合、代表者等の名義で登記する以外に方法はない。そこで、登記名義人たる代表者が交替する場合、旧代表者から新代表者への所有権移転登記の原因を「委任の終了」とするのが登記実務である。それなら、「委任の終了」という登記原因によってある者が所有権登記を取得している場合、この土地がその登記

名義人が代表者であるところの、法人でない団体が所有する土地である、と解釈できるのか。かつて、法務省民事局は、「委任の終了」によって登記を取得している者が死亡しても、相続登記は受理されない、という見解を明らかにした。それは、その不動産が当該名義人個人の資産ではないから相続は開始しない、という考え方にもとづくものと思われる。しかし、最近、法務省民事局は、この登記原因が付されている登記が団体資産に関するものであるという登記簿の解釈を否定しようとする方向に動いているように思える。少なくとも、民事局は、この登記原因が付されている登記においては、登記名義人が勝手に登記上の処分をすることができない、という見解を示したことはない。しかし、そうはいても、「委任の終了」という登記原因が法人でない団体の不動産資産に関する登記原因であるということは、相当に知られるようになっている。これによって、「委任の終了」という登記原因に対して、私は、事実上、その財産が団体資産だという印象を社会に与える機能が働くのではないか、という期待をもっている。

④ 入会地を地縁団体法人所有名義にすることの是非

司会(塚) 入会地を地縁団体法人名義で登記するという方法について聞きたい。福岡市の場合どうか。

(西川) いま私が手がけている事例の中にはない。

(岡森) 福岡市において、入会地を地縁団体法人に寄附したという話を聞いたことがあるが。

(西川) 地縁団体法人という制度は、町内会が集会所などの財産をその団体名義で登

記することを可能にするものだ。入会地がこの団体名義で登記されたという例は聞いていない。

(松原) 自治省の通達では、地縁団体法人所有となる財産の中から入会地は除外されている。とすると、ある土地が地縁団体法人名義で登記されたとすれば、それは入会地ではないということになる。

II 入会整備過程における問題

① 整備事業に関する地元への説明

(大野) 整備に着手して完了するまで、一番時間がかかったのはどれくらいか。

(北林) 私が担当したのは、平成7年からで、それ以前の古い時代のことはよくわからないが、国近生産森林組合の場合、平成6年頃から着手している。おそらく、それ以前から準備に入っているから、9年くらいはかかっているだろう。ただ、大多田という地域は、3、4年程度で比較的短期間に完了した。そのほか、兼広など、権利者や対象面積・筆数が少ない地域は、2年未済で終了している。平均して、4、5年はかかるというところだろう。現在、南畑地区で整備事業を進めているが、なかなか進展しない。

(井原) 整備には、地元関係者や市町村の担当者の熱意が重要になってくるだろう。愛媛県の例では、今年度から、市町村の段階で協議会をつくるということをしている。しかし、県内市町村の反応は鈍い。整備は、地元の意思で遂行するものだ。地元側で具体的な働きかけをすべきだろう。この点で、黒瀬町では、どのような手だてをとっているか。

(北林) 町から積極的に地元に対して、入会林野整備をすると良いことがあるという

働きかけをすることはない。行政連絡会議の場で、山が荒れているがどうしたらよいか、という質問が出された場合、それについて、整備という方法があることを話している。その上で、これについて、町当局がどのような手伝いをすることができるかという説明をしている。前述した南畑という地域の場合、地元から、共有林を何とかしたいと言う話が出た。そこで、整備計画が始まった。私自身、地元生産森林組合の組合員でもあるが、町職員は、ほとんど町内に住居を構えているので、地域の山林の状況を把握している。そのために、とくに行政が積極的に入会林野整備のPRをする必要性はない。未整備の入会林野も残り少なくなっている。

司会(堺) 熊本県球磨村の宮本さんより、勉強会や地元説明会の時期、回数などについて質問が出ている。そこで、この点に関する球磨村の状況も紹介してほしい。

(宮本) 入会整備を進めるためには、やはり地元の熱意が必要だ。ただ、その前に、地元が入会に関して、十分に理解していることが重要だ。勉強会・説明会を十分に開くことが必要である。球磨村では、これらを経由して地元のまとまりを確認の上、整備に着手している。具体的に言えば、まず、準備委員会を開催し、最初は地域の主な役員に相談し、入会権者に集まってもらって概要を説明する。そのような説明会を、多い場合は5回、少なくとも1、2回開催する。このような準備段階は、3ヵ月から1年、長い場合には2年ほどである。そのような勉強会・説明会の内容が、球磨村と黒瀬町で違いがあるだろうか。

(北林) まず、資料として『入会林野整備の手引き』(昭和59年)をもとに、地元役員に

対して、入会整備の全体の流れを説明する。次に、必要書類・書式の解説をする。地元というのは、国近地区の場合、「講中」という組織で、その代表者ら10名程度の人々に集まってもらって話しをした。ただ、「入会」という用語になじみがないので、誤解がないように詳しく説明する。前述のように、整備をすれば良いことがある、という説明の仕方はすべきでないと考えている。権利関係を整理して、後の世代に良い山を引き継いで行こう、現に管理している人の山にして行こう、という説明をしている。

(岡森) 「講中」とはどのような組織か。

(北林) 地域の扶助組織だ。

② 「確認書」の性格

(井佐原) 我々、釜山谷入会林野整備組合では、入会整備の緒についたばかりだが、「確認書」の問題が最も興味深い。本来は100%の人から確認書をとるべきだろう。しかし、99%だったらどうなのか。また、どの世代までの相続人から確認書をもらうべきなのか。国近の入会整備において、確認書への捺印が不可能な人については、どのように対処されたか。

(北林) 確認書は、入会整備のなかでかなり問題となるものだろう。その提出を受けべき者は、当該入会地の登記に関係している者、そしてその者が死亡していれば、すべての相続人ということになり、一定の世代まででよろしいということはない。そこで、関係者のなかには、どうしても確認書を交付してくれないという人もいる。100%の確認書の取得が理想ではあるが、それが不可能な場合、いつ誰と確認書への記名捺印を折衝したという事の顛末書を申請書面に添付するということになる。国近

地区の場合もそのような例があった。

(井佐原) 海外に出ている者や、生死不明の者についてはどうしたらいいのか。

司会(堺) その釜山谷では、転出者に関して裁判があったと聞いている。それについて聞きたい。

(八幡) 釜山谷の入会地について、約50名の記名共有名義で登記されていた。そのうち、転出者の相続人と地元と紛争になり、最終的に最高裁で地元が勝訴したと聞いている。

(中尾) その入会地は、確か47名の記名共有名義であり、割山利用がされていた。名義人のうちAが転出し、登記上の共有持分を部外者Bに移転した。ところが、Aが割り当てられていた区画を、地元住民のうちの分家の者C(非名義人)が入会集団から新たに割り当てられ、その区画の立木を伐採に着手した。Bは自己に登記上の共有持分が帰属することを理由に、伐採禁止の仮処分を得て、所有権確認の訴えを提起した。これに対して、第一審は、Bの主張を認めて、係争地は登記名義人らの共有地であって入会地ではないという判決を言い渡した。控訴審では逆転し、係争地が入会地であることが確認された。その理由は、確かに係争地の割地区画は決定し利用者が確定しているが、地元に一戸を構えた者70数名は落ち枝を採取することが認められており、かつ転出者は一切の権利を失うという慣習があるというものである。この土地が入会地だということになると、転出者は登記上の共有持分を有していても、無権利者ということになる。この事件は上告されたが、最高裁は、無権利者である転出者から移転登記を受けても何ら権利を取得するものではないことを明らかにしている。そも

そも、不動産登記には「公信力がない」という性格がある。これは無権利者Aが権利者であるかのような登記を有している場合、Bがこれを信頼してAから移転登記を受けても、その権利の取得は認められないという原則から生ずる性格である。確かに、登記簿にAが権利者であると記載している場合、一応はAが権利者であろうと推定することはできる。しかし、それは単なる推定であって、Aが登記名義を有しているということをもって、法律上、絶対的に権利者として扱われる、ということではないのである。入会整備事業における「確認書」とは、転出者が登記上権利者であるかのように公示されていても、転出によって権利を失ったことを自ら確認する文書である。そこで、この確認書がとれない場合であっても、知事がこの申請に間違いないと判断できるのであれば、認可することはできる。

(井佐原) 我々の入会地について、転出者には権利がないという最高裁判決が言い渡されている。入会整備事業の過程で、転出者で絶家した者、あるいは権利放棄の印鑑をくれない者に対して、どのような対応をしたらよいのか。

(中尾) 転出者は失権しているのだから、権利を放棄してもらう必要はない。

(井佐原) その者に登記名義が残っている。これを抹消しなければならない。

(中尾) 登記が残っているから権利が残っているということではない。転出によってその者は権利を失ったが実体のない登記が残っているだけの話だ。その者が行方不明であれば、市町村長から本人の現住所不明という証明をもらって添付すればよい。

(松原) 確認書を100%取得することにこだ

わるのは、たとえば、土地の財産的価値の上昇が原因で登記名義人が権利主張し始める危険性があるという事情があるからなのか。

(北林) 転出者は失権しており確認書はその確認のための手段にすぎない。ただ、そうはいても、みんなが納得の上で整備したというあかしが欲しい。100%の確認書の取得を理想とするのは、そのような意味だ。しかし、100%取得するのは難しい。そこで、80%ほどでよしとするというのが現実である。

(宮本) 目標は100%というのが基本線だと思う。熊本県の指導も、できれば90%以上は集めてもらいたいということだった。球磨村の場合は、個人分割だったが、二つの入会集団については、100%の確認書がとれた。別の集団は、96%および86%の取得率であった。他県へ転出して住所不明の者などからは、確認書の提出を受けることができない。できるだけ、関係者に住所を調べてもらって連絡するなどの措置が必要であった。どうしても正確な住所が分からない場合であっても、整備組合の方から書面を郵送し、宛先不明で帰ってきた文書を確認書に準じて提出するという方法をとった。

司会(塚) 人吉市においてはどうか。

(中村) 現在、登記上の権利関係について、洗い出しをしている。アメリカに嫁いでいる人もおり、どうすればよいか心配している。今日、確認書の性格を聞いて納得している。

(藤野) 国近地区の事例においては、3096分の1という登記上の持分もあったということだが、整備後、生産森林組合設立後は、組合名義で登記したのか。

(北林) そうだ。確認書によって、その者が無権利であることが確認されたということだ。その後、59名によって組合が設立され、土地は組合所有地として登記された。(中尾) 三原市オイダダニにおいて、転出者に金銭を支払ったため、転出者に権利があるから入会地ではないと判示された事例があると聞く。

(多田良) 敗訴した土地がある。共有地の一部を公園敷地として三原市に売却することとなった。その売却代金収入を権利者で配分することとしたが、その際に、古い名義人にも分けている。同じ部落の分家は比較的小額であった。裁判所は、この土地が入会地ではないと判断したと聞いている。(遠田) 入会整備によって生産森林組合を設立するというのは、記名共有名義というやっかいな登記を抹消してしまうということに意義があるのか。もっと積極的な意味はないのだろうか。

(北林) 登記の問題だけというわけでもない。先にも述べたが、個人有の山林は荒れやすい。やはり集団による山林管理が必要だ。したがって、生産森林組合という方法を選択した。

③ 自創法による取得地の整備

(大野) 自創法によって取得した山林について、入会整備ができるか。

(中尾) 旧来からの村落が取得した山林か。(大野) そうだ。

(中尾) その集落が、入会集団としての確認ができれば、可能だ。高知県に、自創法にもとづいて未墾地買収された土地が入会地であると判決が認めた事例がある。

III 整備後に残された課題

① 整備後の経営方式

(西田) 黒瀬町においては、地籍調査で全地域の確定ができているということだが、入会林野の整備後の所有形態は個人分割か、それとも生産森林組合有か。

(北林) 生産森林組合方式を採った。町内には8つの生産森林組合が設立されており、個人分割方式を採用した例はない。

(臼井) 鹿児島県では、近年、生産森林組合方式による入会整備の例がない。黒瀬町では、なぜ生産森林組合方式を採ったのか。個人分割は考えなかったか。

(北林) 個人分割すると、共同作業がなくなり、山が荒れてしまう恐れがある。近年、立木の価値が下落していることもあって、個人有の山林は管理が十分になされていない。悲惨な状況と言ってもよいくらいだ。これが組合所有地だと、比較的管理が行き届いている。したがって、町としては、集団で山林を守ってもらいたいという気持ちだ。

(枚田) 生産森林組合の場合、林業生産が主目的だ。たとえば、松茸生産をやってみようという意欲があるような場合、生産森林組合方式の方がよい。しかし、生産活動のない地域において、生産森林組合という方式はベストなのだろうか。生産森林組合には、つねに組合の経営管理上の問題がきまとう。環境維持を目的とした生産森林組合の設立には、議論のあるところだろう。場合によっては、生産森林組合という形ではなく、公有林に組み込むという方法も考えられないではない。もちろん、権利者の意思がそのようには働きにくいだろうが。(北林) しかし、個人分割方式を採り、個人で山林を維持していくというのは、やはり無理だ。黒瀬町の場合、松茸生産の受け

皿としても、生産森林組合方式が望ましい。(西田) 延岡市でも、生産森林組合方式を検討した。しかし、経理関係で面倒が出てくる、解散した場合にどうこうという問題などある。地元も積極的に生産森林組合を設立したいという意向であった。

(北林) 山林は、地域の共通の財産だ。黒瀬町の場合、共同作業は、年に2、3回行なわれる。いますぐ、そのような作業が報われて収入が得られるというものではないにしても、山林を通じて地域の結束力を強めることができると思う。

司会(塚) 佐賀県では、積極的に生産森林組合を設立された。そこに何か、考えがあったのではないか。

(馬場) 佐賀県では、近代化法施行の昭和41年当時、入会林野整備協議会を県段階で組織した。これが中心となって、入会整備の作業を進めたという経緯がある。これには、いくらか県の行政指導が働く関係で、地元に入会整備の情報が入っていく段階で、生産森林組合を設立したらどうか、という働きかけが、当初からあったと聞いている。割地利用が行なわれていたところでは、個人分割方式が採られたが、そうでない地域は、2、3haという小規模の山林についても、生産森林組合が設立されている。

(高尾) 長崎県の場合、林業公社が造林をするために、山林所有者との間で契約を結ぶことが多い。そのために、山林が生産森林組合所有という形態を採っている方が望ましい。ただ、地元が入会地を分割利用していた土地については、個人分割方式による入会整備を行なうというように、現地に利用状況に応じた方式を採用した。

(中村) 人吉市田野地区において620haの入会林野を整備することとなった。入会地は

8つ字に分かれ、なかには4ha、8haなど、小規模の土地もある。これらは、それぞれ権利関係が異なっているので、各別に整備しなければならない。これまで、生産森林組合等を設立した場合の問題点が指摘されてきたが、これら土地について、どのように整備を進めていくべきだろうか。登記が何十人、何百人と、複雑になっているものが多いので、整備をすれば、次の時代に意欲をもって、山林経営に携わることができるのではないか。そこで、小規模の土地について、生産森林組合を設立するべきだろうか。

(馬場) 昭和50年初期、施設整備まで事業範囲に含めることができた。その結果、公民館がよく整備された。しかし、それ以外は、苦勞の連続だった。ただ、組合はこのままではいけないという意識が地元で高まっており、役員が中心になって力が出てきているように思う。そのような地域はよいのだが、なかには、山林管理もまったくしなかったり、全面的に分収造林に出してしまっているという地域もある。この組織が生産森林組合として妥当かどうか疑問がある。

② 減資による法人住民税の軽減
(楠本) 資本金が1000万円以上の組合がこれ以下に減資すると、法人住民税が3分の1になるということを聞いた。そこで、1000万円以下に減資する方法を知りたい。

(馬場) 昭和62年から3年間、佐賀県生産森林組合連絡協議会で、その指導を実施した。具体的にいえば、出資口数の減価という方法をとる。周知のとおり、出資の内容は、現金と現物だ。総会の決議により、1口の価格を減ずる。2週間以内に財産目録、貸借対照表を作成し、1ヵ月の公告期間を経て承認を得る。私自身が減資に立ち

会ったことはないが、組合によっては態様が異なるようだ。出資金そのものが流動の方に入り、未払金に計上されている事例もあった。そのままの減資となった状態のままの資料があったりということで、全容がつかめているわけではない。

(岡森) 1000万円をわずかでも超えれば、法人住民税は3倍になる。この額を超える組合は少なくないので、減免措置が難しいなか、減資は現実的な対応策だ。ただ、減資すれば、金銭出資者にはその分を払い戻さなければならない。しかし、現実には組合に金は無い。そこでこれを未払金に計上し、収入があった時に払い戻す、ということにする。問題は現物出資だ。現物たる山林を払い戻すわけにはいかないから、その評価額を引き下げざるをえない。実際に立木の価格が低下しているのだから、その分を減資する。これが佐賀県生産森林組合連絡協議会の指導内容だ。

司会(堂面) 山林の評価手法はどのようなものか。不動産鑑定士に依頼すれば、かなり費用がかかるが。

(岡森) 専門家に依頼せずに、現実の取引相場を基準として自分たちで計算したようだ。

③ 生産森林組合からの脱退
(遠田) 入会権の場合、離村すれば失権する。しかし、生産森林組合の組合員が離村しても持分を失うことはない。模範定款では払戻条項が定められているが、実際に払戻しはしているのか。

(松原) 模範定款では、事業年度の終わりに払戻金の計算することとなっている。木材価格が下がっている現実の中で、きちんと計算して払い戻しているのだろうか。実際には、これまでの人間関係で処理されているのかもしれないが、定款に払戻条項が

明記されている以上、今後、増加すると思われる脱退組合員に対する対応を適切に考える必要があるのではないか。

(馬場) 協議会が作成している脱退届けの文書に、脱退組合員への払戻請求をしないという記載がある。組合がそれを当人に示して確認してもらっている。その中で、実際には払戻請求訴訟が提起された事例もある。この事例では、組合が収入を得た時点で支払うという内容の和解が成立した。この問題については、組合内部で十分に話し合っていて欲しいと指導している。組合の中で、色々議論されているようだ。

司会(堂面) 国近生産森林組合の場合、脱退者に関する定款の規定はどのようになっているか。

(北林) 模範定款通り、払い戻すことになっている。この組合は設立されたばかりなので、まだ脱退者は出ていない。ここは人口増加地区なので、脱退者が出てくる可能性は高くないと思う。

(吉川) 押込生産森林組合の場合も払戻規定を有している。

(前田) 私の生産森林組合の定款では、他町村への転出者は権利を放棄すると定めている。しかし、ダム建設のために自己の意思によらずに他町村へ転出しなければならないという事例が出てきた。このような場合については、定款には規定がないけれど、定款作成時に想定しなかった事態であるとして、理事会で話し合っていて、特例として出資金の3倍の払戻しをした。この3倍という数字については、特に何らかの根拠があったわけではない。また、このような事態が生ずることも想定して定款を作成すべきであったと思う。

司会(堂面) その特例的取扱いについて

は、総会の承認は得ているか。

(前田) 得ている。

司会(堂面) 脱退者に対する払戻しの範囲は、林野庁の通達では、出資金のみであって成長財産にまで及ばないとされている。ある税務署によると、成長財産まで含めて払戻金を計算すべきだというのが。

(馬場) 出資金にとどまるというのが県の見解だ。ただ、先に話しがあったように、実際には、組合の作業に忠実に従事した組合員がやむをえない事情で転出・脱退する場合、出資金額を超える払戻しが行なわれる場合もあるようだ。

(松原) 組合員が脱退するのは、転出する場合がほとんどだろう。それ以外に、高齢などが原因で、転出しないにもかかわらず、脱退を希望する組合員が出ていないか。
(平井) 転出を伴わない脱退の事例はまだ聞いていないが、負担金を払い続けるより払戻金を受け取って脱退した方がよいという気持ちをもっている組合員がいると聞いたことがある。

④ 生産森林組合の解散

(前田) 佐賀県の場合、多数の生産森林組合が設立されている。経営規模や構成員数等、組合の内容は、様々である。ほとんどの組合は、森林保育中で、収益はゼロである。このような生産森林組合が法人住民税を納めるために、各組合員が金銭負担しているのが現状である。そのために、組合解散という話しも出ている。

(山内) 島根県においても、法人住民税を納付するのに、組合員にそのための賦課金を課している状況だ。そこで、課税担当と減免について協議した。条例や規則において、減免に関する規定が定まっていない。そのために、法改正以外に方法はない。も

っとも、現実には、免税されている例もあるようだが、これはあくまで担当者の判断であって、担当が代わればどうなるかわからない。そこで、正式に税制を改める以外にない。これは、一つの県で声をあげても取り上げられない。そうだとしたら、このような研究会なり、ブロック会議なりで全国的な規模として要望するという方法が必要だと思う。

(馬場) 佐賀県は、昭和59年より4年間、国に対してその陳情活動をした。税務局長の答弁は、地方公共団体の長が課税権者として具体的に判断すべきものという、門前払いとでも言うべき内容だった。そこで、佐賀県より市町村に対して、減免の要望を出した。市町村の中には、独自の判断により、収益がない組合に対する減免措置をとったケースがある。しかし、この措置が採れないという市町村もあった。ただその場合、市町村が、個々の組合ではなく、地区の協議会に一定の助成をするという方法を取ったところもある。結局、この問題の抜本的な解決はなされていない。何らかの形で、全国的な解決のために話しが盛り上がっていけばよいと考えている。林野庁ともこの点についての協議をしたことがあるが、同庁から自治省へ話しが展開されたことがあるかという、そういう経緯はない。全国的にアンバランスな状態で、なかなかまとめるにいくという事情があるようだ。

(矢野) 解散する場合、どのくらい税金がかかるか。

(平井) まず、現物出資の額と解散時の評価額の差に27%の税金がかかる。その清算所得に対して、住民税がかかる。全体としては、50%ほどの税負担になると思う。

(矢野) 解散後の受け皿について、いくつ

かの案を示されたが、各案の長所・短所について聞きたい。

(平井) 市町村に買い上げてもらうのが最良だろう。ただ、そうなると、地区のつながりが希薄になるという短所が考えられる。長崎県では、解散は6件ある。そのうち、2件が個人分割した。そのうち、意欲のある地域に対しては、経営の指導に力を入れている。

(矢野) 解散後の受け皿の問題は、入会整備後の経営問題と似た部分がある。しかし、前者の場合、すでに入会整備が終了し入会が解消しているから、生産森林組合解散後、入会を復活させるということはできないだろう。そのような点を考えて、解散後の受け皿を考える必要がある。

司会(堂面) 広島県において、組合有地が公共事業の対象となったために、やむをえず解散に到ったという事例がある。経営に行き詰まって解散をしたという事例はあるか。
(馬場) 佐賀県において、組合員数18名の小規模の組合が解散した事例がある。組合有地はすべて公団造林の対象となっていた。山林の登記は、生産森林組合から18分の1づつの共有登記に戻り、公正証書を作成した上で、2名名義に移転登記されている。ことによると、集中したのかもしれない。この点、地元を確認しなければならないかなと思っている。その他、地縁団体に所有山林を寄附したいので解散を認めて欲しいという申請が出ている。はたして、そのような方法が妥当なのか疑問であり、また、組合解散の雪崩現象が起きないか危惧している。

⑤ 生産森林組合に対する行政支援

(宮本) 平井さんの問題提起のなかで、熟知した指導者の育成が重要だとされている

が。さらに話しを聞きたい。

(平井) 経営が成功している組合には、いずれも良い指導者がいる。また、それ以外にも森林組合に適当な指導者がいて、成功している場合がある。このような指導者を育成する体制が必要だと思う。

(森) 長崎県生産森林組合活性化指導協議会について聞きたい。

(平井) 平成7年度から、長崎県総合農林試験場において、生産森林組合に関する研究を実施し、その成果の活用のために同協議会が設立された。構成員は、森林組合、生産森林組合関係者、県や市町村担当者である。これは、県の補助事業の一環である。

(鷹下) 佐賀県における生産森林組合指導の仕組みについて聞きたい。本庁と地方機関の役割分担はどのようになっているか。

(馬場) 本庁スタッフとして、私たち係3名が金融と森林組合を担当している。改善資金も担当しているので、そのPRを行なっている。佐賀県生産森林組合連絡協議会も運営指導をしているので、こことも連絡を取り、研修会の開催、一斉調査などを実施している。かなり密に行なっているのは、この一斉調査である。農林事務所が施業指導を担当するので、一緒に指導している。

(鷹下) 条例検査はしているか。

(馬場) していない。

司会(堂面) 鳥取県では、指導状況はどうか。

(桐林) 地方振興局が担当している。本庁でも、生産森林組合の活動状況について心配しているが、なかなか、具体的な対応策を立てるに到っていない。

(森) 岡山県では、活性化マニュアルを作成して対応し、色々調べてなんとかしようとしている。先ほど、長崎県の協議会につ

いて質問したが、このような仕組みをつくっていくべきだろう。ただ、森林組合にしる、生産森林組合にしる、地元が自主的に何かやろうという気持ちを持たないと、いくら行政が指導しても難しい。そのような気持ちを引き出すような政策を考えなければならぬ。

(藤野) 馬場さんの報告資料(表-2)の中で、組合管理として、「町からの助成金」があげられている。これはどのような性質のものか。

(馬場) 県内各地区に生産森林組合の推進協議会が設置されている。市町村が生産森林組合に対して直接助成金を交付することが難しいので、このような地区推進協議会に助成し、これを各組合が分配する。これが町助成金である。

(藤井) 生産森林組合の現状は厳しい。その中で、生産森林組合の設立を推進していくべきだろうか。

(馬場) 10年近く担当したある係員は、生産森林組合を良いものだと感じている。とりわけ、税金の問題が解決しているところは良い。14、5年間、登記を懈怠していた事例があるが、これも過料を納めることでした。ただし、人材、とくに会計処理能力がある人材が必要だ。このような要件が満たされれば、組織の性格としては、生産森林組合は良いと思う。しかし、経営ということになると、話しは別だ。生産森林組合は森林の経営体であるが、森林経営が業として成り立たない時代に、生産森林組合の設立を推進するというのもおかしい話かもしれない。個人的には、権利の近代化だけにとどめるべき地域もあったかもしれな

いと思っている。

司会(堂面) 生産森林組合設立計画中の地域からも出席者がある。この人々を勇気づける意見を出してもらいたい。

(加茂) これほど木材価格が低迷した時代はなく、将来の見通しが立たない。しかし、発想の転換が必要ではないか。今から生産森林組合を設立しようとする地域もある。それにもかかわらず、既存の組合から脱退するなどとはもってのほかだと思う。たとえば間伐を熱心にやれば、反当5000円の収入が得られる。5町の間伐、3町の枝打ちをすれば、立派に税金を納入できる。西日本入会林野研究会という名称も、西日本生産森林組合研究会と改称してほしいとさえ思っている。佐賀県には、林業研究グループがある。全国にこのような組織が2800ある。ここに優秀な人材が集まっている。林業研究グループは、いわば生産森林組合の子分だ。しかし、このグループについては、西九州、中部九州というような地域組織しかなく、全国組織がない。そのために、税金、行政、予算の面で将来性に不安がある。そこで、このグループの支援を要望したい。補助政策だけを頼りとするのは間違いだが、やはり行政の支援を望みたい。また、労働力不足という事態が生じている。私の組合においては、以前は60人から80人の作業従事者が得られたが、現在は、10人から15人程度だ。年間30回の事業を行なうのに支障が出ている。そのために、青年部、林業研究グループ、婦人部などの支援を得なければならない。そのようにして、生産森林組合を運営にがんばっていかなければならない。

<大会記事>

西日本入会林野研究会第22回大会は、平成9年10月22日~24日に広島市内の「八丁堀シャンテ」にて、92名の参加をえて開催された。地元広島県の地方事務所、市町村、生産森林組合、入会集団等からも多数参加があり、盛会な大会であった。

23日のシンポジウムでは、林野庁森林組合課総括課長補佐の西野孝氏、広島県林務

部次長の小合信也氏には、ご多忙中にもかかわらずご出席いただき、ご挨拶をいただいた。また、問題提起者には広島県黒瀬町産業課の北林光昭氏、長崎県北振興局林業課の平井紀子氏、佐賀県林政課の馬場彰氏、西南学院大学名誉教授の中尾英俊氏の4人の方に快くお引き受けいただいた。

<総会報告>

西日本入会林野研究会の総会は、10月23日のシンポジウムの昼食前に開催され、田端幸彦氏(熊本県林政課)の議長のもとで進められた。会務報告(平成8年9月~9年8月)、会計報告(同)、会計監査報告が了承された後、次回の大会開催予定地、役員の選考について審議され、以下の通り決定された。

- I. 会務報告
1. 会務報告(第22期、平成8年9月~9年8月)
- (1) 活動日誌(平成8年)
- 10月23日~10月25日 第21回大会開催(熊本県人吉市)(平成9年)
- 3月15日 中日本入会林野研究会会報第17号受領
- 4月10日 東日本入会林野研究会会報第17号受領
- 5月16日 広島県担当者と第22回大会の打ち合わせ(広島県庁)
- 6月18日 「入会林野及び生産森林組合の担当係・担当者の確認と西

日本入会林野研究会第22回大会の予報について」の文書発送

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 6月18日 | 東・中日本入会林野研究会会報第17号を運営委員に発送 |
| 6月18日 | 「西日本入会林野研究会会報第21号」を会員、運営委員、関係機関等への発送 |
| 8月11日 | 「西日本入会林野研究会第22回大会」の案内状の発送 |
| 8月11日 | 「運営委員会の開催」「幹事会の開催」「監事会」の案内状の発送 |
| 8月11日 | 「会員の確認及び会費の徴集について」の依頼状の発送 |

- (2) 会計報告・会計監査報告(別紙の通り)

II. 審議事項

1. 次回開催地について
長崎県内開催の予定で準備を進める。長崎県担当者より内諾をいただいた。
2. 役員を選考について
新役員については、以下の方々が選出された。

西日本入会林野研究会第22期会計報告

(自 平成8年9月1日 至 平成9年8月31日)

(単位：円)

項 目	前 期	今 期	適 用
1. 前期繰り越し	259,641	203,452	
2. 会 費	177,500	164,500	329人
3. 大会参加費	312,000	304,000	76人
4. 会報売上	0	0	
5. 利 息	283	304	
収入合計	749,424	672,256	
1. 会 報 費	233,900	249,625	広島県と打ち合わせ
2. 会場係旅費	96,960	82,800	
3. 連絡旅費	33,840	40,800	
4. 運営委員会費	0	0	
5. 監事会費	0	0	
6. 事務局大会旅	96,960	76,800	
7. 通 信 費	23,312	22,345	
8. 謝 金	31,000	23,000	
9. 事務局費	30,000	20,000	
支出合計	545,972	515,370	
次期繰り越し	203,452	156,886	

平成9年10月22日

西日本入会林野研究会 代表委員 中 尾 英 俊

会 計 監 査 報 告

第22期の会計処理は適正になされ、何ら異常のなかったことを認めます。

監 事 松 原 功

同 西 森 正 信

(1) 市町村関係

田中 清晃

(福岡市森林公社)

近藤 功

(愛媛県別子山村経済課)

北林 光昭

(広島県黒瀬町産業振興課)

(長崎県内の市町村)

(2) 県関係

福田 幾元

(広島県林業振興課)

井原 重喜

(愛媛県林業振興課)

日高 清貴

(宮崎県林業経済課)

田上 英司

(熊本県林政課)

高尾 徳次

(長崎県林務課)

(3) 大学関係

江淵 武彦

(九州共立大学経済学部)

矢野 達雄

(愛媛大学法文学部)

中尾 英俊

(西南学院大学名誉教授・代表委員)

岡森 昭則

(九州大学農学部・事務局担当)

(4) 監事

松原 功

(山口県入会コンサルタント)

西森 正信

(高知県入会コンサルタント)

事務局住所

西日本入会林野研究会事務局

〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1

九州大学農学部林政学教室内

事務局担当 岡森 昭則

TEL 092-642-2876

FAX 092-642-2877

< 西日本入会林野

	第1回	第2回	第3回	第4回
開催時期	昭和50年10月3、4日	昭和51年11月10、11日	昭和52年11月29、30日	昭和53年9月29、30日
開催場所	大分県九重町 中央公民館	高知県土佐清水市 漁民センター	宮崎県宮崎市 ひまわり荘	鳥取県三朝町 温泉会館
参加者数	52人	51人	72人	約100人
研究テーマ	「入会林野整備後の経営形態」	「入会林野整備ならびに整備後の諸問題」	「入会林野近代化と市町村」	「地域農林業と入会林野」
特別講演	植田 昌宏	穂積 良行 「入会林野対策の方向について」	山田喜一郎 「入会林野対策の諸問題」	渡辺 武 「入会林野の高度利用について」
問題提起	笠原義人(九州大学) 武井正臣(島根大学) 吉嶺芳徳(長崎県) 西森正信(高知県) 森 有為 (大分県九重町) 馬場 透(鹿児島県)	南原博文(島根県) 長友 格(宮崎県) 山口達興(福岡県) 大平英輔(高知大学)	藤 和則(佐賀県) 有本照次 (鳥取県三朝町) 佐藤英雄 (熊本県南小国町) 堺 正紘(九州大学)	重石 功 (大分県日田市) 山口正郎 (高知県梶原町) 山里 昶(鳥取県) 斉藤政夫(島根大学)
シンポジウムの司会	中尾英俊(西南大学) 堺 正紘(九州大学)	武井正臣(島根大学) 岡森昭則(九州大学)	川田 勲(高知大学) 佐藤友彦(大分県)	西森正信(高知県) 篠原武夫(琉球大学)
シンポジウムの内容		I 入会林野整備の行財政問題 II 整備後の経営問題 III 入会林野近代化の法的側面	I 入会林野近代化と市町村 II 地域農林業と入会林野整備	I 重石報告をめぐって II 山口報告をめぐって III 山里報告をめぐって IV 斉藤報告をめぐって
現地視察	九重町桐木生産森林組合	土佐清水市松尾生産森林組合	東郷町寺迫生産森林組合	三朝町木地山生産森林組合

研究会の歩み>

	第5回	第6回	第7回	第8回
開催時期	昭和54年10月4、5日	昭和55年10月30、31日	昭和56年10月29、30日	昭和57年10月5、6日
開催場所	鹿児島県屋久町 屋久島温泉	愛媛県今治市 湯ノ浦ハイッ	熊本県南小国町 自然休養村管理センター	広島県湯来町 湯来西公民館
参加者数	160人	160人	170人	200人
研究テーマ	「入会林野と分収林」	「入会林野と生産森林組合」	「入会林野と入会慣習」	「入会林野の運営と入会集団の性格」
特別講演	船渡 清人	山田 保夫 「入会林野整備の現状と課題」	綾部 誠司	山本 徹 「当面する林政の課題」
問題提起	川東義明(鹿児島県) 真孫義之 (対馬林業公社) 砂田清哉 (今治市外2町村共有組合) 岡森昭則(九州大学)	山内舜郎 (愛媛県上林生産森林組合) 杉山宏明 (佐賀県富士町) 肥後恒文(宮崎県) 中尾英俊 (西南学院大学)	岡村芳美 (山口県阿武町) 高尾徳次(長崎県) 佐藤英男 (熊本県南小国町) 武井正臣(島根大学)	川原祥治 (福岡市森林公社) 赤迫唯夫 (大分県白杵市) 久保逸美 (広島県乃美尾下組生産森林組合) 矢野達雄(愛媛大学)
シンポジウムの司会	中尾英俊(西南大学) 河野俊克(宮崎県)	武井正臣(島根大学) 松原 功 (山口県林業公社)	吉嶺芳徳(長崎県) 岡森昭則(九州大学)	西森正信(高知県) 江淵武彦(西南大学)
シンポジウムの内容	I 入会林野の所有権登記 II 入会林野は近代化するべきか III 共有山組合と入会権 IV 対馬林業公社と入会林野 V 生産森林組合と分収林	I 入会整備後の経営形態 II 生産森林組合の事務処理 III 生産森林組合に労災保険 IV 生産森林組合員の資格 V 法人税への対処	I 整備前における入会慣行と権利者の確認 II 登記の手続き III 従事割配当と税制問題 IV 生産森林組合と分収林	I 川原報告について II 赤迫報告について III 久保報告について IV 矢野報告について V その他の問題
現地視察	屋久町船行入会整備組合	今治市外2町村共有組合山林	南小国町扇及び白川牧野	湯来町北谷生森及び廿日市木材工業団地

	第9回	第10回	第11回	第12回
開催時期	昭和57年10月6、7日	昭和59年9月26、27日	1985年10月15～17日	1986年9月10～12日
開催場所	長崎県岐宿町 福江島開発総合センター	島根県西郷町 町立町民体育館	佐賀県唐津市 唐津シーサイドハイイツ	岡山市 山佐別館
参加者数	220人	230人	223人	188人
研究テーマ	「入会林野の運営と生産森林組合」	「地域振興と入会林野」	「入会林野整備後の経営問題」	「入会林野等の活用と今後の問題」
特別講演	沖沢 幸二	井手 道雄	木下 紀喜	森田 栄一
問題提起	宗 繁巳 (長崎県下五島生産森組) 土肥邦徳 (熊本県五木村) 倉橋門生幸(高知県) 篠原武夫(琉球大学)	山本忠夫 (島根県猪目生産森組) 山口 節 (宮崎県林産課) 酒井利幸 (大分県九重町) 北川 泉(島根大学)	浜田康裕 (唐津市農林課) 長尾仁志 (鹿児島県林業振興課) 広井睦生 (岡山県林政課) 江淵武彦 (西南学院大学法学部)	和田政利 (岡山県楢原上第一区生産森林組合長) 江崎浩二 (福岡県林政課) 井原直幸 (広島農業短期大学) 山上三郎 (佐賀県生産森林組合協議会)
シンポジウムの司会	山上三郎 (佐賀県生森協) 堺 正紘(九州大学)	佐藤英男 (熊本県南小国町) 岡森昭則(九州大学)	矢野達雄 (愛媛大学法学部) 山口 節 (宮崎県林産課)	中尾英俊(西南学院大学法学部) 松原功 (山口県椎茸農業協同組合)
シンポジウムの内容	I 整備前の問題 II 整備後の経営形態の選択 III 生産森組の運営問題 IV その他	I 入会整備の法律問題 II 「委任の終了」の活用可能性 III 入会林野の高度利用 IV 生産森林組合の経営問題	I 生産森林組合の現状と課題 II 入会地および整備に関する法律問題	I 報告に対する事実確認 II 入会整備に関する問題 III 生産森林組合の運営 IV 入会権に関する法的問題
現地視察	岐宿町二本楠生産森組	布施村森林	鏡生産森林組合	東山内生産森林組合

	第13回	第14回	第15回	第16回
開催時期	1987年9月9～11日	1989年8月30～ 9月1日	1990年9月26～28日	1991年9月18～20日
開催場所	福岡県朝倉郡杷木町 原鶴温泉泰泉閣	山口県長門市 (湯本温泉) 白木屋グランドホテル	大分県湯布院町、湯布院 院ハイツ 九重レーク サイドホテル	高知市 三翠園ホテル
参加者数	145人	154人	約180人	約150人
研究テーマ	「入会林野利用の今後の方向」	「入会林野高度利用の課題」	「入会的生産森林組合の現状と活性化の方向」	「リゾート開発と入会林野」
特別講演	芳田 誠一 「入会林野整備をめぐる情勢」	河田 護郎	船本 博昭	小川 晃
問題提起	嶋 敏信 (福岡県行橋農林事務所林務課) 神菊憲一 (宮崎県林政課) 八尋宣子 (九州大学農学部) 昭山匡敦 (山口県治山課)	竹林彌壽友 (山口県三隅市生産森林組合) 稲生一成 (熊本県林政課) 足立紀彦 (大分県大分事務所林業課) 矢野達雄 (愛媛大学法学部)	田洪孝喜 (大分県上村生産森林組合) 石谷秀彰 (長崎県北振興局) 吉村俱美 (鳥取県倉吉振興局) 野村泰弘 (西南学院大学法学部)	高橋秀雄 (奈半利町郷分生産森林組合) 川原祥治 (福岡市森林公社) 有村栄作 (鹿児島県林業振興課) 依光良三 (高知大学農学部)
シンポジウムの司会	矢野達雄 (愛媛大学法学部) 山上三郎 (佐賀県生産森林組合協議会)	野村泰弘 (西南学院大学法学部) 福田張一 (佐賀県林務課)	川原祥治 (福岡市森林公社) 堺 正紘 (九州大学農学部)	中尾英俊 (西南学院大学法学部) 七里成徳 (長崎県林務課)
シンポジウムの内容	I 入会整備前の諸問題について II 入会整備後の諸問題について	I 三隅市生産森林組合の経営内容 II 個人分割を目的とする整備 III 入会権明確化の必要性 IV 多機能重視型森林経営の問題点 V その他の諸問題	I 入会に関する一般的问题 II 生産森林組合の現状 III 生産森林組合に対する助成措置 IV 生産森林組合の解散問題 V 契約利用の法律問題	I 入会に関する法律問題 II 経営上の問題
現地視察	小石原生産森林組合	三隅市生産森林組合	上村生産森林組合	奈半利町郷分生産森林組合

	第17回	第18回	第19回	第20回
開催時期	1992年10月12～14日	1993年10月4～6日	1994年10月25～27日	1995年10月25～27日
開催場所	宮崎市青島 青島観光ホテル	米子市皆生温泉 皆生グランドホテル	鹿児島県指宿市 指宿いわきホテル	愛媛県松山市 道後プリンスホテル
参加者数	約150人	約140人	145人	122人
研 究 テ ー マ	「地域開発と入会林 野」	「入会林野整備と生産 森林組合」	「入会林野の今後の課 題」	「入会林野の積極的保 存を考える」
特別講演	小川 晃	相模 正芳	牧元 幸司	武本 俊彦
問題提起	那須恒平 (宮崎県十根川入 会林野整備組合) 田代哲二 (北九州市農林課) 鈴木千鶴王 (愛媛県別子山村 経済課) 堺 正紘 (九州大学農学部)	七里成徳 (長崎県農林課) 大鶴進吾 (福岡市森林公社) 小西護郎 (鳥取県丸山生産 森林組合) 岡森昭則 (九州大学農学部)	橋口雄二 (鹿児島県市来町 経済課) 松原 功 (山口県入会コン サルタント) 馬場 彰 (佐賀県鹿島農林 事務所) 野村泰弘 (徳山大学経済学部)	内藤芳樹 (福岡県飯塚農林事 務所) 河野日出男 (宮崎県串間市農林 水産課) 向井忠彦 (愛媛県林業振興課) 中尾英俊 (西南学院大学名誉 教授)
シンポ ジウムの 司 会	吉村俱美 (鳥取県倉吉地方農 林振興課) 岡森昭則 (九州大学農学部)	矢野達雄 (愛媛大学法文学部) 松原 功 (山口県入会コンサ ルタント)	堺 正紘 (九州大学農学部) 有村栄作 (鹿児島県大隅農 林事務所)	江淵武彦 (西南学院大学法学部) 諏訪原義昭 (鹿児島県林業振興課)
シンポ ジウムの 内 容	I 入会慣習に関する問 題 II 生産森林組合の機能	I 入会林野整備問題 II 入会慣習の再確認作 業 III 丸山生産森林組合の 現状と課題 IV 生産森林組合の将来	I 鹿児島県における門 割制度 II 入会集団の公益法人 化 III 「受託者更迭」とい う登記原因 IV 入会権を誤解した判 決によって入会権は 消滅するか V 入会整備の諸問題	I 上赤村共有林組合の 入会地 II 串間市の「牧」につ いて III 愛媛県の入会林野 IV 入会権に関する法理 論 V その他の諸問題
現地視察	国富町下三名生産森組	現地視察なし	開聞町松原田入会整備 地区	久万町ヒノキ集約施業 林、愛媛県林業試験場

	第21回	第22回		
開催時期	1996年10月23～25日	1997年10月22～24日		
開催場所	熊本県人吉市 鍋屋本館	広島市 八丁堀シャンテ		
参加者数	約110人	92人		
研 究 テ ー マ	「入会林野の現段階的 課題」	「生産森林組合の 諸課題と今後の方向」		
特別講演	姫野 喜子	西野 孝		
問題提起	宮本宣彦 (熊本県球磨村役場 経済課) 横山 賢 (高知県西土佐村役 場建設課) 重石 巧 (日田市森林組合) 江淵武彦 (西南学院大学法学 部)	北林光昭 (広島県黒瀬町産業 課) 平井紀子 (長崎県北振興局 林業課) 馬場 彰 (佐賀県林政課) 中尾英俊 (西南学院大学名誉 教授)		
シンポ ジウムの 司 会	野村泰弘 (徳山大学経済学 部) 岡部清志 (熊本県林政課)	堺 正紘 (九州大学農学部) 堂面安弘 (広島県林業振興 課)		
シンポ ジウムの 内 容	I 球磨村における入会 林野整備 II 西土佐村における入 会林野整備 III 日田市における入会 林野整備と森林経営 IV 残存する入会地の取 扱い V 入会に関する理論上 及び登記上の問題	I 入会権に関する最近 の課題 II 入会整備過程におけ る問題 III 整備後に残された課 題		
現地視察	市房杉(水上村) 青蓮寺(多良木町)	現地視察なし		

